このたびは、株式会社 CREVAS GROUP の定額制インクジェットプリンタレンタルサービス「インクフリー©」（以下「本サービス」という）をお申し込みいただき、厚くお礼申し上げます。お客様（以下「甲」という）は株式会社 CREVAS GROUP（以下「乙」という）の本サービスのご利用に際し、下記約款条項をご一読のうえ、ご了承いただくものとします。

第 1 条(本契約約款の性質・目的)

1. 本利用規約は、株式会社 CREVAS GROUP 各サービスご契約申込書（以下「申込書」という）と一体として、乙が提供する本サービス利用契約の内容をなすものとします。
2. 甲乙間のサービス利用契約は、甲が乙に対して乙が予め定めた方法で申込書を提出し、乙が申込を承諾した時点で成立するものとします。
3. 申込書に記載された内容を確認するために、乙は甲に対して、商業登記簿謄本、印鑑証明書、住民票その他の資料の提示を求めることができ、甲はこれに速やかに応じるものとします。これに応じない場合、乙がサービスの提供を中断することがあることを甲は承諾するものとします。

第 2 条(本レンタル物件の定義と本レンタル物件の引渡し)

1. 本契約に基づき、乙が初回に甲に納品するレンタル物件を「初回レンタル物件」といいます。さらに、初回レンタル物件と第 7 条に定める無償代替機を合わせて「本レンタル物件」といいます。
2. 乙は甲に対し、乙が所有する本レンタル物件を、申込書に記載の設置場所に、配達にて引渡すものとします。
3. 甲は正当な理由無く、本レンタル物件の受領を拒んではならないものとします。

第 3 条(契約期間・契約更新)

1. 本契約期間は、申込書に記載のサービス開始日から 1 年間とします。
2. 前項に定める本契約期間満了日より 1 ヶ月以上前に、甲乙のいずれからも契約終了の通知がない場合、本契約を 1 年間延長するものとし以後も同様とします。また自動延長の際、サービス利用料金その他の契約条件は変わらないものとし、国際標準規格である ISO/IEC24712（測定画像）を A4 片面印刷した場合の数値（以下、「印刷枚数」という）は 0 枚から開始するものとします。

第 4 条(利用料金の請求)

1. 本サービス利用料金は、乙が甲へ請求を行うものとします。
なお、月額利用料金は、甲が本レンタル物件の納品を受けた日を起算日とし、その翌日より料金が発生するものとします。
なお、特別の定めのない限り、利用月の翌月を請求月とします。
2. 本レンタル物件の基本的な設置や申込書に記載のオプションを利用し、工事費等の諸費用が発生した場合、甲は当該諸費用を乙に支払うものとします。その際の振込手数料は甲の負担とします。

第 5 条(レンタル物件引渡し時の瑕疵等)

1. 乙は甲に対し、引渡し時において本レンタル物件が一般的な性能を備え、かつ正常に作動することを保証します。但し、甲の使用目的への適合性や、その保有するパソコンその他の機器への適合性については保証しないものとします。
2. 甲は、本レンタル物件を受領後、直ちに本レンタル物件の検査を行うものとします。検査の結果、本レンタル物件に瑕疵等を発見した場合、引渡しから 7 日以内に乙に対して通知をしなければならないものとします。期間内に甲が何らの通知をしなかった場合、本レンタル物件は一般的な性能を備え、正常な状態で甲に引渡されたものとします。

第 6 条(本サービス・規約の変更)

1. 乙は、本規約または本サービスの内容を甲に事前通知することにより変更することができるものとします。
2. 乙は、前項に基づき本規約または本サービスの内容を変更する場合、変更後の本規約または本サービスの内容を甲に乙が指定する方法により通知をするものとします。
3. 本規約または本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約および本サービスの内容が適用されるものとします。

第 7 条(保証内容)

1. 無償保証の内容

本レンタル物件が正常に作動しなくなった場合（以下「障害」または「障害時」という）や、その障害が甲の責めに帰すべき事由によらない場合、保証内容は以下の通りとします。但し、甲が第 21 条で定める使用環境及び使用方法から逸脱して本レンタル物件を使用したことが障害原因の場合は、この限りではありません。

(1) 乙は甲の求めに基づき、甲に対して無償で代替機(以下「無償代替機という)の貸出しを行います。
(2) 前号に定める無償代替機の納品に過大な費用若しくは時間を要する場合、または無償代替機の調達が不可能な場合、乙は本レンタル物件と異なる機種を無償代替機として貸出すことができるものとします。
(3) 前 2 号に定める無償代替機の納品に過大な費用若しくは時間を要する場合、または無償代替機の調達が不可能な場合、乙は甲より受領済みのサービス利用料金から、甲が本レンタル物件を使用することができなかった日数に応じて日割り計算をした金額を甲に返金することにより、本契約を解除することができるものとします。
(4) 本項に定める無償代替機の納品を受けた後、甲は乙に対し、速やかに障害が発生した本レンタル物件（以下「障害物件」という）を返却するものとします。
(5) 第 2 号または第 3 号に定める無償代替機の納品および障害物件の返却にかかる費用は乙の負担とします。

2. 無償保証の手続

(1) 障害が発生した場合、甲は乙の指定するサポートセンターに電話連絡または電子メールその他乙の指定する方法で連絡するものとし、乙はそれ以外の方法による連絡に対応する義務を負わないものとします。サポートセンターに連絡の際、甲は乙に対して障害物件の機械番号や印刷枚数等、障害対応に必要な事項を通知するものとします。
(2) 甲が前号を遵守しない場合、乙は本条に定める保証義務を免れるものとします。

3. 有償保証

甲が前項の無償保証の要件を満たさない場合、代替機の提供は有償となります。有償保証料は月額利用料金定価の 2 ヶ月分とし、交換発生月の翌月 15 日までに乙へ銀行振込で支払うものとします。

4. 障害時の対応

(1) 障害が発生した際、甲は速やかに乙の指定する連絡先へ電話連絡または電子メールその他乙の指定する方法で連絡をするものとします。
(2) 乙が連絡を受け、状況確認後に障害の対応方法を決定し、甲へ訪問または代替機の発送を行うものとします。
(3) 乙は代替機の発送を、甲より連絡を受けた翌営業日までに行い、甲へ配送状況を連絡するものとします。
(4) 甲は代替機が届き次第設置をし、障害物件に関しては、乙より配送された代替機の梱包箱と、返送用の伝票を用いて乙へ返却するものとします。前項は発送日の保証をするものであり、納品日の保証をするものではありません。地理的要因、運送状況により納品に 2 日以上の日数を要する場合があることを予めご了承ください。
(5) 乙は、障害物件の返却を受け次第、修理または故障原因を調査し、無償の要件を満たさない場合は甲へ連絡するものとします。

第 8 条(通知)

1. 乙から甲への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、WEB サイトへの掲載またはその他乙が適切判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に甲へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信またはファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で甲に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が WEB サイトへの掲載による場合、WEB サイトに掲載された時点で甲に到達したものとみなすものとします。
3. 甲が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被った場合、乙は責任を負わないものとします。

第 9 条(免責)

1. 本契約に基づく乙の本レンタル物件に対する保証は、第 7 条に定める項目に限定し、本レンタル物件の障害により本レンタル物件以外に生じた損害について、乙は賠償の責任を負わないものとします。
2. 乙は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害または政府の規制等、乙の支配することのできない事由（以下、「不可抗力」という）により、本規約の履行の遅滞または不履行が生じた場合であっても賠償の責任を負わないものとします。
3. 通信回線の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者に生じた障害につい

て、乙は責任を負わないものとします。
4. 甲が本規約に違反したことによって生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。

第 １０ 条(インクの補充)

1. 本レンタル物件の使用により、インク（以下「専用インク」という）が必要となった場合、甲は電話連絡または電子メールにより、乙に対して専用インクの送付を依頼することができるものとします。依頼を受けた乙は、直ちに専用インクを申込書記載の設置場所に配達または持参するものとします。専用インクおよびその配達にかかる費用は乙の負担とします。
2. 甲は本レンタル物件以外に、専用インクを使用してはならないものとします。

第 １１ 条(本レンタル物件の所有権表示)

乙は、本レンタル物件に乙が所有者である旨を、シール貼付などの方法により表示することができるものとします。また、甲はこれらを乙から依頼された場合、これに応じるものとします。

第 １２ 条(本レンタル物件の使用保管、所有権侵害行為の禁止等)

1. 甲は、本レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。これに要する費用は甲の負担とします。
2. 本レンタル物件は申込書記載の設置場所に設置するものとします。
3. 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為はできないものとします。
   (1) 本レンタル物件を申込書記載の設置場所以外に移動すること。
   (2) 本レンタル物件を第三者に譲渡し、または転貸すること。
   (3) 本レンタル物件を改造、加工等その原状を変更すること。
   (4) 本契約上の地位および本契約に基づく甲の権利または義務を第三者に譲渡すること。
   (5) 乙の所有権表示を除去しまたは汚損すること。
   (6) 本レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
4. 甲は、本レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的に侵害されないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じた場合、直ちに乙に通知し、かつ甲の責任および費用において速やかにその事態を解消させるものとします。

第 １３ 条(レンタル物件の滅失・毀損)

甲が前条第 3 項の各号に違反した場合、甲は乙に対し損害賠償金として 100,000 円(税別)を支払うものとします。但し、100,000 円(税別)を上回る損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 １４ 条(申込のキャンセル、および解約)

１．甲は特別な定めがない限り、申し込み完了後の本契約のキャンセル、および、本契約期間中の途中解約をすることができないものとします。但し、本契約期間満了日までのサービス利用料金を支払った場合は、この限りではありません。

第 １５ 条(住所等届出事項の変更等)

1. 甲は、商号、代表者、所在地、電話番号等、申込書記載の届出事項を変更した場合、遅滞なく書面または電子メール等、乙が定める方法で通知するものとします。なお、口座振替の口座を変更する場合は、振替日の 2 ヶ月前までに乙に通知するものとします。
2. 甲は、甲の事業内容に重要な変更があった場合、または甲が第 16 条各号のいずれかに該当した場合、もしくはそのおそれがある場合、直ちに乙に通知するものとします。
3. 甲からの通知により、乙において各種の変更手続を行った場合、甲は乙に所定の手数料を支払うものとします。
4. 甲は、乙が要求した場合、その事業の状況を説明し、必要であれば関係書類を乙に提出するものとします。

第 １６ 条(債務不履行等)

甲が次の各号の一つに該当した場合、乙は催告を要さず直ちに本契約を解除することができるものとします。その際、甲は乙に対し本契約期間満了日までのサービス利用料金、残債、その他負っている金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害がある場合はこれを賠償するものとします。
(1) 月額利用料金その他の金銭債務の支払いを 1 回でも遅滞し、または本契約の各条項に違反したとき。
(2) 支払の停止、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
(3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始もしくは会社更生手続開始等の申立があったとき。
(4) 営業を休廃止し、または解散したとき。
(5) 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。
(6) 本契約以外の契約に基づき甲が乙に対して負担する債務につき、期限の利益を喪失したとき。
(7) 第 10 条に定める専用インクの送付依頼に、実需以上の数量があると合理的な事由をもって乙が判断したとき。または信義則に悖る当該依頼が乙により合理的に確認できたとき。

第 １７ 条(本レンタル物件の返還)

1. 本契約期間の満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、甲は直ちに本レンタル物件と未使用の専用インク（以下「返還物」という）を、以下の場所に返還するものとします。
   〒350-0259
   埼玉県坂戸市西インター1　DPL 坂戸 4 階 88 番バース
   株式会社 GDL 内　インクフリー配送センター
   ただし、乙より返還指定場所を変更する通知を行った場合は、それを優先するものとします。
2. 甲が前項の義務の履行を怠った場合、乙に対し契約終了日の 5 日後から返還物の返還日まで、月額利用料金相当額を遅延損害金として支払うものとします。遅延損害金は 1 ヶ月単位とし日割り計算は行わないものとします。
3. 甲が返還物の返還を遅延した場合、乙または乙の指定する物は返還物を引上げることができるものとします。この場合、甲は返還物の取外し費用、その他返還物の引上げに要する費用を負担するものとします。また、乙は返還物引上げ後の原状回復義務を負わないものとします。

第 １８ 条(支払遅延損害金)

甲が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、甲は支払期日の翌日より、完済に至るまで年 14.6%の割合による支払遅延損害金を乙に支払うものとします。

第 １９ 条(費用等の負担)

甲は、本契約の締結および債務の履行に要する費用を負担するものとします。

第 ２０ 条(引渡し・返還の費用負担)

本契約に特別の定めがある場合を除き、本レンタル物件の引渡しおよび返還にかかる配送費等の諸費用は、乙が負担するものとします。

第 ２１ 条(甲の承諾事項)

本サービスでの印刷枚数に関する表記はすべて国際標準化機構の定める『ISO24712』のデータに基づき、A4 片面への連続印刷をかけた場合の数値となります。甲は本サービス利用契約に関して、次項すべての内容を承諾するものとします。
(1) 本契約すべての条文を理解し、承諾するものとします。
(2) 甲は本レンタル物件を水平で安定した位置で使用するものとします。規定外位置での使用時の障害および取扱説明書の規定を外れる本レンタル物件の取扱いによる障害は保証対象外となります。
(3) 月間耐久印刷枚数について Basic プランは 3,000 枚、Basic 及び Enterprise を除くプランは 5,000 枚を目安とします。
(4) 連続印刷については、一度に 100 枚を目安に印刷設定を行います。100 枚以上を連続印刷する場合は紙詰まり、プリンタの内部部品の損傷を招く場合があることを理解し、無理な連続印刷をしないものとします。当注意点を無視した本レンタル物件の連続使用は、保証対象外になります。
(5) インクジェットプリンタ用の推奨紙以外での紙詰まりや、これが原因での障害は保証対象外となります。
(6) 専用インクの交換メッセージが出た際は、速やかに専用インクの交換を行うものとします。
(7) 専用インク以外のインク使用による障害は保証対象外となります。
(8) 本レンタル物件は、必ずしも新品であるとは限りません。乙が新品ではないものを甲に貸出す際は、出荷時の印刷枚数カウンターを記録するものとします。また、乙が本レンタル物件を出荷前に印刷テスト目的で使用するため、本レンタル物件が新品であっても印刷枚数カウンターが「0」ではない状態で甲に引き渡される場合があります。
(9) 甲は、本条 3 号の耐久印刷枚数を著しく上回る印刷を甲が行った場合、乙は甲への事前通知をすることで、本サービスの提供を中断及び中止できることを承諾するものとします。

第 ２２ 条(権利の移転)

乙は、本契約に基づき甲に対して有する権利および物件の所有権を、第三者に譲渡または担保に供することはできないものとします。但し、甲が予めこれを承諾した場合はこの限りではありません。

第 ２３ 条(相殺の禁止)

甲は、本契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する甲の債権をも

って相殺できないものとします。

第 ２４ 条(裁判管轄)
本契約に関する紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 ２５ 条(特約条項)
本契約について別途書面により特約を締結した場合、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完および修正することを承認するものとします。

第 ２６ 条(反社会的勢力の排除)
1. 甲は、甲らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の暴力団関係団体(総会屋、社会運動等標ぼうロゴまたは特殊知能暴力集団等を含む)、ならびにそれらの関係者(以下併せて「反社会的勢力」という)ではないことを表明・保証し、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことおよび反社会的勢力に属さないことを誓約するものとします。
2. 甲は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   (1) 詐術、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動その他暴力を用いる行為。
   (2) 風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて乙の信用を毀損する行為。
   (3) 乙の業務を妨害する行為。
   (4) その他、(1)から(3)までに準ずる行為。
3. 甲は、乙から前項各号に関して説明を求められた場合は、これに協力するものとします。また、甲は前項各号のいずれかに該当した際、直ちにその旨を書面により乙に通知するものとします。

第 ２７ 条(免責)
甲および乙は、自己の企業会計、税務会計処理、ならびにこれらの処理に関して乙から甲に提供される文書、データ(通信により提供される場合を含む)の記載、内容について、自己の責任で検討を行い、専門家に相談するなどして理解、判断した上で本取引に係る契約を締結するものとします。これらの契約書の記載内容と、甲および乙の処理が異なる場合、もしくは当該処理に変更等の必要が生じた際も、相手方に対して異議、苦情の申立、その他いかなる主張、請求もできないものとします。甲および乙において、本取引が税務会計上金融取引として処理される場合、本契約に関する書面に記載される「消費税額」に相当する金額は、元本または利息として計上するものとします。

第 ２８ 条(再委託)
乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。

個人情報のお取扱いに関する同意事項

1.事業者の氏名又は名称株式会社 CREVAS GROUP
2.個人情報保護管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先
　個人情報保護管理者　個人情報保護管理担当役員
　Tel：03-3668-3939
　e-mail：user@inkfree.jp（表題に「個人情報問合せ」と記入願います）
3.取得した個人情報の利用目的
　弊社がプリンタレンタルサービスにて取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用し、目的外の利用はいたしません。
顧客管理のため / トライアル機器設置対応のため / メンテナンスサポート対応のため / レンタルプリンターの出荷、導入対応のため / メンテナンスサポート対応のため / 利用料請求への対応、ご連絡のため当社で新たに提供するサービス・商品の情報提供
4.弊社が取得した個人情報の第三者への委託について
　弊社は、個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することがあります。
5.弊社が取得した個人情報の第三者への提供について
　弊社は、次の場合を除いて、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
1) 本人が事前に同意された場合
2) 法令に基づく場合
3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
6.個人情報保護のための安全管理
　弊社は、ご本人の個人情報を保護するための規程類を定め、従業者全員に周知・徹底と啓発・教育を図るとともに、その遵守状況の監査を定期的に実施いたします。
また、ご本人の個人情報を保護するために必要な安全管理措置の維持・向上に努めてまいります。
7.個人情報の開示・訂正・利用停止等の手続
　ご本人が、弊社が保有するご自身の個人情報の、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求める場合には、下記に連絡を頂くことで、対応致します。
＜個人情報お問合せ窓口＞

株式会社 CREVAS GROUP　個人情報お問合せ窓口
Tel：03-3668-3939
e-mail：user@inkfree.jp（表題に「個人情報問合せ」と記入願います）
8.ご提供いただく情報の任意性
　個人情報のご提供は任意ですが、同意を頂けない場合には、第 3 項にあります利用目的が達成できない事をご了承いただくこととなります。

以上

2023 年 12 月 1 日制定